

# 第七回 参議院通商産業委員会會議録第二十二号

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)  
午後一時三十分開会

## 本日の会議に付した事件

- 小委員長の報告
- 特別救済復旧臨時措置法案(内閣送付)
- 火災類取締法案(内閣提出 衆議院送付)
- 狩猟用火薬使用手数料廃止に関する請願(第二三三三号)
- 証人喚問に関する件
- 委員長の報告(高橋啓吉) これから委員会を開きます。

かねて特別救済復旧臨時措置法案に關する小委員会を設けてあつたのでございすが、その報告ができましたので、この際委員長代理の鎌田委員から御報告を願います。

○鎌田委員 それでは只今小委員長が見えておりますから、代理として御報告申し上げます。

特別救済復旧臨時措置法案に關する小委員会の審議の経過並びに結果について御報告いたします。本小委員会は去る三月二十七日の通産委員会において成立いたしました。翌二十八日直ちに第一回小委員会を開き、小委員長互選を行い、小委員長に玉置吉之丞君を選定いたしました。本法案に關しましては衆議院におきましては同様の小委員会があり、常に衆議院との連絡を緊密にし、すでに衆議院におきましては小委員会において各党一致の

修正案が決定し、司令部に提出中でございましたので、本小委員会の審査も必然的にこの修正案に対する批判、検討が継続された次第でございます。法案審査のため衆議院小委員会の修正案の主要につき説明いたします。衆議院小委員会におきましては、各党から種々の意見が述べられ、幾度か政府原案に対して修正が加えられた結果、最終的に各党一致を以て次のごとき小委員会案が決定されました。即ちその大要は先ず第一に復旧団に対する納付金は特別救済に關係ある企業体中、関係炭鉱からはその炭鉱の出炭一トンについて二十円を超えない範囲内において、又關係企業体中、救済に關係のない炭鉱からはその炭鉱の出炭一トンについて十円を超えない範囲内において、救済対策審議会の議を経て、通産大臣の定める金額を納付させる、但し納付金の範囲内においてみずから復旧工事を遂行し得る場合は、主務大臣の認可を得て、みずから復旧工事を施行することができる、この場合には当該特別救済に關する納付金は、免除せられる。但し認可せられた計画通り施工しなかつた場合は、取り消されることである。

次に公共事業救済復旧費の国費増額について、土木關係は国費負担率現行三分の二を一〇〇%に、上下水道關係は現行四分の一を二分の一に増額するよう努力することにしてあります。次に復旧団に対する寄付金について定め、前項によつて地方公共団体の負担が軽減せられるから、この金額を復旧団に寄

付させることとし、同時に救済権者その他の寄付金を受け得ることとして、これらの寄付金は家屋、墓地等の復旧事業費に優先的に充当することにしてあります。以上が修正案の骨子であり、前案と異なるところは、納付額を見ますと、次の通りであります。炭権者三億六千七百五万五千円、國庫補助四億八千万円、府県五千三百三十三万五千円、寄附二千七百七十五万五千円、合計九億七千七百七十五万五千円、そのうち非公共事業に廻る分は二億七百六十九万九千四百円でございます。昭和二十五年度は前年度繰越五千万円がありますから、非公共事業に廻る分は約二億四千万円でございます。昭和二十五年度はそれがなくなり一億五千万円程度になるわけでございすが、大抵以上のような予算でございます。大體以上のような予算で、土木、水道の國庫補助率の変更が予定通り遂行しなかつた場合は、非公共事業復旧は相當困難な状態になるのは容易に想像が付き、その点を特に質すため翌日の二十九日、第二回小委員会を開き、安本建設交通局長の答弁を求めたところ、國庫補助率を変更することは相當困難なことであるが、國會一致の意見で要望されれば行政官庁としてできないとは言えない。但しそれを履行する場合、安本、大蔵、建設の三大臣の了解が必要である旨の答弁がありました。

併しながらこの答弁によつても、その確実なる見通しについては現時階においては確認することができなかつたよう

な次第でございます。次いで三月三十一日第三回小委員会におきましては、衆議院小委員長神田博君を招喚、修正案について説明を求めましたところ、大體前述のような説明があり、司令部の了解が得られたらよろしく頼む旨の発言がありました。当小委員会としては衆議院の修正案の司令部との交渉経過を見ることがし難く静観の態度をとつて来た次第です。その後二週間以上経過いたしました司令部の正式回答は得られず、事態をこのまま放任して置くことができません。四月十三日第四回小委員会を開き、再び神田小委員長を招喚し、その後の司令部との交渉経過を取扱したところ、神田小委員長は、本日午後三時から司令部の方に行つたことになつて、明日まで待つて呉れとの申出があり、それを了す、翌十四日第五回小委員会を開き取扱しましたところ、目下司令部においては各セクションで種々の意見があり、司令部の正式な意思決定を通告する段階でない状態だったので、特にこれが審査の促進を要望したところ、二、三日中に返事をすると報告がありました。併しながらその状況は必ずしも早急に〇・〇が得られるとは思われなかつたので、種々懸念いたしましたところ、救済視察をされた三委員、榎風会議員池田君、自由党広瀬与兵衛君、社会党島清君より修正案が提出されました。その内容について説明申し上げます。復旧団に対する納

付金については特別救済に關係のある炭鉱からは、その炭鉱の出炭一トンについて二十円を超えない範囲内において、特別救済に關係のない炭鉱はその炭鉱の出炭一トンについて十円を超えない範囲内において、救済対策審議会の議を経て、通産大臣が定める金額を納付することとした。但し採掘した石炭が低炭炭、即ち発熱量四五百カロリー以下、但し宇部炭については三千九百カロリー以下である場合は、復旧団に対する納付金の義務を免除することとした。以上がその内容でございます。以上によつて集められる金額を算定して見ますと、年間救済権者五億一千五百四十一万五千円、公共団体八千万円、國庫補助四億八千万円、昭和二十五年年度に限り前年度繰越金五千万円を加えれば、合計十一億二千六百五十一万四千円となり、このうち非公共事業に廻る分は二億三千七百八十一万四千円と見られます。昭和二十六年年度以降は總計十億七千六百五十一万四千円となり、そのうち非公共に廻る分は一億八千七百八十一万四千円、向う五年間の復旧はそう無理がなく、最低限の非公共事業も遂行でき、政府が予定している年間十億、五ヶ年間五十億に對しては、十分これが先途ができるのであります。復旧団に對する納付金におきましても、法の根本精神である石炭炭業の相互扶助の精神も、非關係炭鉱は關係炭鉱の二分の一を納付させることとし、維持できるわけでございます。衆議院の修正案は一応根本的にこの精神

が変更され、関係企業体に責任ありとするもので、この根本的修正に対しては種々論議されたのでありますが、これは意見の相違で一致に至らなかつた次第です。出張三議員のこの修正案は誠に妥当なものであると考えられますが、今ここでこれを正式決定し衆議院と対立することは、衆議院小委員会が幾度となく修正した各党一致の案に対して又新たな見地から考慮せざるを得なくなり、会期切迫の折柄本法案は審議未了となる公算が大であり、そのために起る社会問題は大に憂うべき状態なので、修正案は正式決定とせず、申合せ事項として今後客観情勢の変化があり、その必要と余裕があつたら改めて考慮することを申合せた次第です。

次に第六回は四月十八日に神田小委員長を再度招喚、重ねて司令部との交渉状況を聴取しましたところ、各セクションの意見がまとまらず、正式回答できないような状態であるから今暫らく待つて呉れとの報告がございました。神田小委員長は特に会期も切迫している折柄速かなる審議を司令部に要望されたところ、それは了解されたことでした。

以上のような状態でございますので、本小委員会としては会期も余すところもう幾日もない今日、衆議院修正案が未だ関係筋の了承も得られぬ状況においては、今国会に通過成立せしめることに重点が移行したものと認め、何らかの形において今国会に成立を期すること及び会期末切迫の折柄、小委員会を別途開会することの困難性に鑑み、以上の結論を報告して、今後は本法案に關しては本委員会において直接

が変更され、関係企業体に責任ありとするもので、この根本的修正に対しては種々論議されたのでありますが、これは意見の相違で一致に至らなかつた次第です。出張三議員のこの修正案は誠に妥当なものであると考えられますが、今ここでこれを正式決定し衆議院と対立することは、衆議院小委員会が幾度となく修正した各党一致の案に対して又新たな見地から考慮せざるを得なくなり、会期切迫の折柄本法案は審議未了となる公算が大であり、そのために起る社会問題は大に憂うべき状態なので、修正案は正式決定とせず、申合せ事項として今後客観情勢の変化があり、その必要と余裕があつたら改めて考慮することを申合せた次第です。

処理せられるよう決定した次第でございます。ここに本委員会としては特別審査後臨時措置法案の今期国会成立を切望するから、これが達成のため全力を尽さんことを委員長より衆議院通産委員長に然るべく御連絡あらんことを要望いたします。以上御報告申し上げます。

○委員長(高橋啓君) 只今小委員長の報告がありました。衆議院に対する本法案の今期国会通過の要望の決定報告がありました。これは前からも実態調査もいたしておりますし、その報告書も皆さん御承知であろうと思ひますが、これをどういたしましてようか。若し今小委員長の報告のように、本国会に通過させるといふことについて衆議院の委員長に対してこの旨を委員長から通達したいと思つておりますが、如何計らいますようか。

○委員長(高橋啓君) 御異議ありません。私から衆議院の委員長にその旨を通達いたします。ちよつと速記を止めて。

○委員長(高橋啓君) 速記を始めて。それでは先ず火災類取締法案を議題といたします。質疑は終了しております。したが、吉田委員から特に発言を留保されておりますから、この際吉田委員から発言願います。

○吉田法晴君 前回下條委員から質問がなされておりました。いわば補足的なことで、発言を留保いたしましたのでございます。遅れて参りましたので、少し補足を越すかも知れませんが、質疑の落ちている点もあるようでありますから、その点御了承を頂

いて質疑をいたしたいと思ひます。この火災類取締法案全部を讀んで見まして、最近作られております同種の法律、或いはその目的の点から似ておりますが、鉱山保安法或いは労働安全衛生規則のようなものに比べまして、この法律が前の法律を最小限度に直したというような感じがいたしました。法案の目的にいたしても、或いは規定の仕方にしても、足りないところ、或いはどうかと思われような点が大分あるような感じを私は持つわけでありませぬ。

第一條について、これは一番問題に思ふところでありませぬ。そこでもちよつとお尋ねするのでありますが、例えは災害を防止し公共の安全を確保することを目的とする、こういうことを諷つてありますが、鉱山保安法の場合には、鉱山労働者に対する危害を防止し鉱物資源の合理的開発を図るといふ工合に、具体的に目的がはつきりしてゐる。災害を防止しといふ本法案の規定は、具体的にないと思ひませぬ。公共の安全を確保するといつたような公共の安全という言葉が使われておられますが、公共の安全といふのは何を指すのかはつきりいたしません。公共といふ概念については、最近相当論議されております。これについて概念的なことで論議をすべきではないと思ひます。例えは公共の安全として考えられる場合に、人類の幸福と産業の繁榮といふか、もう少し具体的に規定をしないことには、この全法律を通過して公共の安全という言葉がしばしば使われておられますが、その公共の安全が或いは治安維持のためと、こういうような解釈の下に非民主的な法の

運用がなされる危険性もあるように考へております。第一條に目的のところに着いてありますが、公共の安全という言葉がしばしば出て参りますので、その点もう少し具体的に鉱山保安法のように規定する意思はないのかどうか、先ずお尋ねを申し上げます。

○政府委員(宮澤謙君) 只今吉田さんからお尋ねの点につきまして、この委員会ではよく御質問がござりました。本法は御指摘のように、或いは旧取締関係の法令を取まとめたもので、大した改正もないのではないかと御指摘もございましたが、これは暫く別といたしまして、この公共の安全といふことは専ら災害防止という観念を対象としたことでありまして、その他の法令にありませぬような広義な公共の安全といふことを意味してござりませぬ。その面は災害防止といふことに専ら重点が置かれておるのであります。尚この点につきましては、担当の化学局長から詳しい御説明を申し上げます。

○政府委員(長村貞一) 只今お尋ねの公共の安全の考え方でござりますけれども、これは御質問中にもござりましたように、現在の銃砲火災類取締法、その根本の狙いは、結局火災といふ一種の爆発の危険性を持つもの、これによつて事故が起る、或いは災害が起るといふことになりませぬと、単にたまたまその災害の起つた極く極限された場所における或る事故だけであつて、結果には一般に安全を脅かすといふ結果にも相成りますので、さうな見地から災害の防止、これを又他の方から見ますと、公共の安全の確保、こういう結果に相成ると考へまして、この点

から災害の防止、公共の安全を確保するといふことに規定してござります。決して一般の治安確保のためにこれを使うといふような趣旨は手頭持つておらんものであります。

○吉田法晴君 そうすると、災害の防止といふことが主であるといふならば、公共の安全といふような抽象的な言葉でなくて、今の御説明によると、公共の安全を確保云々といふその言葉を削つてもいいことになりませぬか。

○政府委員(長村貞一) 災害の防止と無關係に公共の安全といふことについて考へられないといふことは、私が申上げた通りであります。これは一つの概念論になるかも知れませぬけれども、火災といふものが造られまして、これが或いは貯蔵せられ、或いはこれが消費地まで運搬せられ、或いは消費する場所におきまして消費せられる、この一連の経過を見ますと、事故の発生の結果、単にその場所だけで或る事故が起るといふことでなく、ひいてはその附近一般の安全性に大きな影響を及ぼすこともあり得るわけでありまして、一般の安全に影響を及ぼすその安全を確保するといふ見地から取締をいたしますことも、やはりこの火災類の取締の一つの大きな眼目であらねばならぬと思つてござります。かような点から災害の防止、公共の安全の確保といふ考え方を相共に持つて来て一條を考へておる、こういうわけでありませぬ。

○吉田法晴君 そうしますと、先般下條委員から言われましたように、一般の安全以外に公共の安全はない、公共の安全といふ言葉の運用といふか運用

から災害の防止、公共の安全を確保するといふことに規定してござります。決して一般の治安確保のためにこれを使うといふような趣旨は手頭持つておらんものであります。

法案に關しては本委員会において直接

うでありますから、その点御了承を頂

うような解釈の下に非民主的な法の

う結果に相成ると考えまして、この点

の安全という言葉の運用というか運用

上そういう治安維持のために云々とい  
うような懸念のあります運用のないよ  
うに、保障の方法を考へて貰いたい、  
こういう希望を申述べるに止めまし  
て、尙下委員の述べられましたこと  
に關連いたすのでありますが、或いは  
火薬類の製造を日本人或いは日本人  
に限つたらどうか、こういうような問  
題もありましたが、言われておる本當  
の点を端的に申しますならば、火薬類  
が平和産業の目的以外に作られ、或  
いは使用されること以外の点を保障し  
たい、こういうのがその底に流れてお  
るあれだと思つておりますが、憲法  
に規定されております日本の平和主  
義、それをこの第一条ではつきりす  
るという件について、従来のこの法律  
の、規定の目的の場合に、或いは趣  
旨、精神を第一に盛るといふ例もよ  
くあるのであります、そういうこれ  
を何人も戦争に使用し、又は使用  
せしめる目的を以て火薬類を製造し、  
又販売或いは輸出入してはならんとい  
うような規定を挿入する御意思はな  
かつたのですか。

別といたしまして、現段階におきまし  
ては御心配の点はないとかように考  
へまして、只今のような法律案を提出  
いたしておるような次第でございます  
か。

りすべきではないか。それが第二、そ  
れから第四にその輸出入について、具  
体的に申しますと、或いは何と申しま  
すか、これを報告するといふような  
報告をしなければならんといふよう  
な、報告の制度をはつきりすべきでは  
ないかといふように考へられるので  
か……

りまして、実際の効果は許可主義を  
布いておると同じような状況になつて  
おりますが、そのようなことは、都道  
府県知事となつておる問題につきま  
しては、これもやはり御指摘の公共の安  
全、危害の防止災害の防止、といふこ  
とに重点が置かれておられて、直接  
都道府県で担当するものであらうと考  
えております。尙そのような細かい点  
は又化学局長から答弁いたさせます。

ります。その点も多少意見の違いがあ  
るといふことで先に進みますが、火薬  
の運搬、これは二十条、それから消費  
二十五条、これについては届出、又は  
許可を都道府県知事にしなければな  
らんといふようになっておりますが、  
実際に運搬をやつておる等の場合にお  
いて、従来のように警察に届出るとい  
うことができないので、実際にどうす  
るかという、こういうまあ問題が起つ  
て参ると思つて、夜中に或る所まで  
行つたけれども、それから運搬証明書  
がなくて動けんといふ場合も起つて参  
ると思つて、そういう場合にどう考  
へて實際にはどうするだらうといふ考  
え方なり議論があるかと思つて、す  
れども、法の上にはつきり出ておられ  
るので、運用上困る問題が起つて参  
ると思つて、具体的などういふ工合に法的  
に処置されるのか何つて置きたい。

○政府委員(宮橋君) お尋ねの点至  
極御尤もだと存じますが、御承知の通  
り、只今の国情下におきましては、ポ  
ツダム政令によりまして、兵器、弾薬  
の製造というものは嚴重に禁止せられ  
ておりまして、その火薬の中のいわゆ  
る産業火薬、極めて狭い面におきま  
すものだけ通商産業大臣の許可によ  
りまして認め、かような状況になつて  
おりますので、或いは本法の中に、御  
指摘のような条項を挿入すれば一層明  
瞭かと思つておりますが、ポツダム  
勅令の禁止規定に明瞭でありますの  
で、又日本が独立国家となつた場合は

○吉田法曹 まだ大分あるのです  
が……その点についてはこれは意見  
の相違だといふことにして置きまし  
よう。今のような状態ばかりでなく  
て、法は今後相当長い期間のことを考  
へなければなりませんので、講和後  
においてもこの法案としてこれが十分  
あるかどうかという点について、先程  
のような疑問を申上げたのでありま  
す。意見が違つておる。はつきり入  
れた方がいいといふことだけ申上げ  
次に第二十四条であります、第二十  
四条については、これは多少論議せられ  
たかも知らぬと思つて、火薬類の  
輸入については許可制になつておる  
が、輸出については届出主義になつて  
おる。これは輸出入とも許可制にすべ  
きではないか。それからもう一つ、い  
ずれも都道府県知事になつておるわ  
けであります、輸出入の実態から考  
へましたならば、通産大臣宛に規定せ  
らるべきではないか。それが二つ、そ  
れから輸入の目的を明かにして、国内  
の需要に基づいてはこの輸入をすべ  
きではないかといふように、公共の安全  
といふことが問題となり得るのであり  
ますけれども、公共の安全といふの  
は、先程言われまされたような一般  
災害の防止といふことではなくて、そ  
こには如何にもも解釈し得ることに  
なつておる。むしろ具体的に国内の需  
給關係なら需給關係といふ点をはつき

○政府委員(宮橋君) 火薬の輸出入  
の許可届出の問題につきましても、下  
条委員からお尋ねがございまして、そ  
の節お答へいたしました、大体火薬  
といふものは、御承知のように只今  
の産業開拓の面におきまして、主として  
年間の生産計画を立てまして、そうし  
てこれを関係方面の承認を得まして、  
その生産を遂行しようとする状況に  
なつておるのであります。外国為替及  
び外国貿易の管理法におきまして、火  
薬の輸出についても許可を与えるよう  
になつておる品目に掲げられておる  
す。而もこの法律は軍事的の意味は少  
しも持つておりません。而も産業火  
薬、平和的火薬といふようなものが、  
日本の年間生産計画の中に織り込まれ  
まして、輸出の一部分を賄得るもの  
といたしますれば、これは極めて平和  
的のものであります、排除いたすべ  
きものではないか、かように考へまし  
て、而もそれが弊害ある面に行くとい  
ふことにつきましては、外国の貿易に  
關します管理法、この面で嚴重に規制  
せられておりますので、輸出について  
は外貨の割当その他の問題、特に日本  
の産業の開拓の面におきまして、我々  
なる産業に對しまして外部からの圧迫  
を受けるといふことを排除いたしたい  
意味におきまして許可制を取つてお  
次第であります。許可届出となつてお

○政府委員(宮橋君) 只今政務次官  
からお答へ申しました通りなのでござ  
います。この法律自身は先程も申し  
ましたように、災害防止のための取締り  
一本槍の法律でございます。従つて輸  
出制度、或いは輸入の制度もすべて取  
締りから見地から必要最少限度の規定  
しておるといふわけでございます。輸  
入の場合には予め国内で火薬が作られ  
て、国内で火薬の量が充てるというの  
と同じような状態に立つておりますの  
で、この製造と同趣旨におきまして、  
輸入の許可を認める。輸出の場合には、  
これが国内から出て行きますので、こ  
の法律では単なる届出だけで足りると  
いふので届出に止めております。輸出  
につきましては、只今政務次官からの  
御答弁がありましたように、貿易關係  
上の管理方面の制度からその方面の取  
締りができておるわけでございます。

○政府委員(長村君) 法律上は都  
道府県知事に届出、或いは許可を受  
けることになつておりますが、今お示  
しの運搬の問題、或いは消費の問題等  
につきましては、個々の場合に果序ま  
で一々持つて行くことは煩に堪えん  
といふ実情もあるかと思つて、その  
辺のことは、尙これを施行いたしま  
すまでによく検討いたしました、或  
いは現在の府県の地方事務所、或いは市  
町村長あたりに實際の仕事を委せると  
いふことで、実情に即した運搬をやつ  
て行きたいと思つております。

○吉田法曹 次は第二十五条です  
が、二十五条に、消費については都道  
府県知事の許可を受けなければなら  
ん、但しとして例外で許可は受ける  
てもいいものがあるのですが、その中

○吉田法曹 次は第二十五条です  
が、二十五条に、消費については都道  
府県知事の許可を受けなければなら  
ん、但しとして例外で許可は受ける  
てもいいものがあるのですが、その中

○吉田法曹 次は第二十五条です  
が、二十五条に、消費については都道  
府県知事の許可を受けなければなら  
ん、但しとして例外で許可は受ける  
てもいいものがあるのですが、その中

○吉田法曹 次は第二十五条です  
が、二十五条に、消費については都道  
府県知事の許可を受けなければなら  
ん、但しとして例外で許可は受ける  
てもいいものがあるのですが、その中

○吉田法曹 次は第二十五条です  
が、二十五条に、消費については都道  
府県知事の許可を受けなければなら  
ん、但しとして例外で許可は受ける  
てもいいものがあるのですが、その中

に「鳥獣の捕獲若しくは駆除云々」という文句がありまして、その次に二十五条とそれから十七条とを比べて見ます場合に、銃法関係の、一定の数量以下の場合というものがないのであります。実際問題として、例えば銃山で月々どの程度の火薬を使うということについては、これは決まっています、大体ノルマルの数量が決まっていますと考えられるが、それをこの条文で、抜いてありますから、一々都道府県知事の許可を受けなければならぬという事態が起つて参るわけでありまして、どういふ理由でその十七条四号の事項を削られたのか、入れるべきではないかということを考えてみます。

○政府委員(長村貞一君) この二十五条は原則として火薬を消費いたします場合に、許可を受けさせまして、例外といたしまして、極く限られた、而も少量の場合だけここに但書で外してあるわけでありまして、山で使います場合にも、極めて頻りに使うことは事実でございますが、この点につきましては、関係当局ともよく打合せたのでございまして、銃山で使います場合には、やはり原則に立ち返りまして、やらせることをもとにしておりまして、銃山保安法の第二条に銃山というのがございます。この銃山保安法の第二条の、銃山につきましては、五十一条になりますか、五十一条によりまして、この二十五条を外してございまして、お示しのような場合は、実際問題として、殆んど問題は解決していると思っております。

○吉田法晴君 それもやはり外の法律を見なければわかんという結論になるわけですが、実際上に支障がなければそれでいいんであります。で、きれば一つの法律を見たから、それで大体が分るといふような規定の仕方の方が親切だと考えるのであります。が、実際には差支えありませんので、それで後は規定の仕方だけだと思つて。

次は二十八条に危害予防規程を作らなければならぬという規定であります。が、この銃山保安法によりまして保安規程、これは保安委員会の議を経て作らなければならぬ。或いは危害予防委員を作つてその議に付さなければならぬ、或いは労働安全衛生規則の中に安全衛生に關する事項を決める場合に安全委員会、或いは衛生委員会のようなものを作つて決めなければならぬ、こういう規定がある。この危害予防規程は、いふまでもなく、その製造事業に従事しておる従業員の危害予防のために作る。そういういたしますならば銃山保安法なり、或いは労働安全衛生規則等に盛り込まれておるよう、従業員の意見を聞く、或いは危害予防委員会というふうなものを作つてそれによつて意見も聞き、又運用について協力を得るといふ民主的方法が必要であるし、やはりそういう多くの場合に与られておるような方法であります。何故この法だけあれをとらなかつたのか。

○政府委員(宮崎清君) この点は明かに御了承頂きたいのであります。本法は他の労働法規の規定を制限したものでなく、或いはこれを束縛するやうなものに存在するものでありまして、危害防止規程につきましても、本法の第七條であります。第七條におきまして一応の骨子を示しております。更に通商産業大臣が技術等に関する問題は省令

で定めることになつておりますが、かような細部に亘りましてその各製造場等の条件を勘案いたしまして、勿論事業主が労働組合との御相談もいたすでございしますが、これらによりまして、きつ上りましたものにおいて通商産業大臣が認可を与える、かような制度でありまして、むしろ現状に即した危害防止規定ができるやうにということをお願いしてかような立案をいたしましたのであります。

○吉田法晴君 その点意見が違つたので、実際問題として、それがそれだけの事案でできるかどうかというお話であります。私共が買いました火薬事業経営者代表の意見書の中に、労働基準法との関係という中に、本法の方針安全衛生規則より厳格なる取締りをしておる点に優先することを原則にされた、こういう意向と申しますか意見が出ておるわけですね。こういう気持で一応危害予防規程が出来ますならば、お話しになるやうな実情に達した危害予防規程というものは大体想像がつくのであります。恐らく十分従業員の意見を聞いて作られるということについてこれは疑問危惧が残るわけでありまして、法の規定の仕方からいたしまして、銃山保安法なり、或いは労働安全衛生規則と同じやうに、ここにはつきり委員会を作つて、そうしてその委員会の意見を聞いてその議を経て定めらる、こういう工合にはつきり規定すべきだと考へるのであります。

○政府委員(宮崎清君) これは意見の相違になるかも知れませんが、左様な必要はないと考へております。それは今も申上げましたやうに、他の規定を束縛したりその規定に優先して効力のあるものではなくして、全く並行的なものであります。労働関係法によりまして労働者の御相談をなさることを阻止したり、お邪魔するやうな効果は持たないものであります。而もこの危害防止規程が他の労働関係によりまして保安規程に對しまして優先するなどという考えは毛頭持つておりません。又通商産業大臣としてこの危害防止規定の一つの雛型を示しまして、これに倣つて来いというやうな御指図はいたさないつもりでありますから、御心配の点は毛頭ないと思つております。

○吉田法晴君 政府の意見は分るのであります。それがお考えが間違つておるとは申しませんが、この場合に、この火薬製造業に對して、労働安全衛生規則が適用されることについては、私も適用があると思つて。ただ危害予防規程を作る場合に、銃山保安法における保安委員会の議を経なければならぬというやうな規定がないならば、危害予防規程を作る場合に、この規定に現れておりますやうなことは、お話しのような手續、民主的方法でつきり規定すべきではないか、こういうことを申上げておるのであります。

○政府委員(宮崎清君) その点は御意見として承つておきますが、この法律が、ただ災害を防止するということに重点の置かれたものでありまして、他の労働法規と相関連いたしました、深く思ひをいたすべきでなからうかと、むしろ労働法規は労働法規としての建前から、その適用と運用があつてよからうと思つて。尙この法律を立案するに當りましては、火薬労働等の非公式な公聴会も、事務当局でいたしまし

て、御意見を聞いた上ででき上つたものであり、又災害防止規程を作ります根本になりますものは、その従業員の保安教育というものを次の条に挙げてあります。が、保安教育が基礎となつて行われるものでありますので、結局は労働者の意見を無視いたしました危害防止規程等は、でき上らないものだと私は考へておる次第であります。

○吉田法晴君 労働法規、労働法規と言われますれば、銃山保安法は、決して労働法規ではなく、銃山における保安確保、災害防止のためにできておる法規でありまして、この火薬採取の目的が、災害の防止にありますれば、事業の性質は違ひますけれども、災害の防止という点については同じだと思つて。そういう意味において、銃山保安法を引き合ひに出しておる。労働法規を引き合ひに出しておるのではない、尙その点については、意見の相異だと思つて。私と同様な法規と比べてここに手落ちがあると、規定のし方に違つた行き方がなされておる点、その違つておる点を指摘しておくとどうも、幾ら議論を繰返してもしようがないから……

次は、この法律全部を通じまして、通産大臣の定める数量、或いは通産大臣の定める技術的基準、或いは通産省令で定めるものと、こういう工合に委任せられておる事項が非常に多いのであります。中には立法技術的に省令に委任しなければならぬものもあるという点については、全然了解がないわけではございませんけれども、立法技術的に、他の法令を見なければならぬと、こういう立法のしかたは不親切であると私は考へるのであります。その一つ

あるものではなくして、全く並行的なものであります。労働関係法によりまして労働者の御相談をなさることを阻止したり、お邪魔するやうな効果は持たないものであります。而もこの危害防止規程が他の労働関係によりまして保安規程に對しまして優先するなどという考えは毛頭持つておりません。又通商産業大臣としてこの危害防止規定の一つの雛型を示しまして、これに倣つて来いというやうな御指図はいたさないつもりでありますから、御心配の点は毛頭ないと思つております。

○吉田法晴君 政府の意見は分るのであります。それがお考えが間違つておるとは申しませんが、この場合に、この火薬製造業に對して、労働安全衛生規則が適用されることについては、私も適用があると思つて。ただ危害予防規程を作る場合に、銃山保安法における保安委員会の議を経なければならぬというやうな規定がないならば、危害予防規程を作る場合に、この規定に現れておりますやうなことは、お話しのような手續、民主的方法でつきり規定すべきではないか、こういうことを申上げておるのであります。

るわけですが、實際上に支障がなければ  
大臣が技師等に關しまする問題は省令  
東縛したりその規定に優先して効力の

式な公職会も、事務當局でいたしまし

であると私は考ふるのです。その一つ

の例として、例えば三十九条、これは  
危険状態の場合に、「通商産業省令で  
定める応急の措置を講じなければなら  
ない。」というところが書いてあるの  
であります。この法文を読んだ場合  
に、その応急の措置が何かというの  
は、読んだだけでは分らんわけであり  
ます。いわば別に省令を引張り出して  
来てやらなければならぬ。尚それに専  
業しておりますものは、その通商産業  
省令の細目も知つて、直ちに法規に定  
められた応急の措置が講ぜられまし  
うけれども、そうでない場合には、こ  
れは省令をひつくり返さなければなら  
ん、こういうことになるわけであり  
ます。できるだけこの法律自体の中  
中に省令に委ねられておりますものを  
盛り込むことについて、一層の立法技  
術的な研究をなされる意思はないかど  
うか、一つ承わりたいと思つて。

○政府委員(宮橋君) 御意見は御意  
見で、承わるの音かではありませ  
んが、御趣旨のような方向に、いわゆる  
委任立法の形をできるだけとるよう  
な方向に努力を払つて参つたわけであ  
ります。これは提案理由にもありまし  
た。これは法律体系の整備ということ  
に、法律体系の整備というところに  
努力いたしました。従来ともすれば政  
令、省令等に委ねることが多かつたこ  
とを、極力はずしたのであります。た  
だかような細かい点につきましては、  
まあ省令に譲るべきが妥当であるとい  
うような点を残したのであります。ま  
た御意見もありますので、将来に亘  
りまして、法律に明記することが許さ  
れ、又その方がよいということが出て  
参りましたならば、漸次御審議を仰  
わして、改正をいたしたいと考へて  
おります。委任立法を排除したいとい

うことが、むしろ政府の根本的な考  
え方でありませう。

○吉田法晴君 具体的に、例えば技師  
的の基準なら技術的の基準、第七條、  
第二十六條、第二十七條と規定され  
て、その基準の、その基準の、その  
おろし、どの点を定めるか、これは出て  
なければ分らんわけでありませうが、  
例を挙げて、大体の基準の、その  
ますか、それからそれをどうして決  
めるか、大体公職会と申しますか、意見  
を聞いて決められるのだと思つてあり  
ます。その決り方について大体  
を一つ承つておきたいと思つてあり  
ます。

○政府委員(宮橋君) これはお手許  
に資料として配付してある等ござい  
ますが、秘密主義で後で決めるとい  
うような考へ方は持つておらず、むしろ  
相併行して御審議を頂きたいと思つ  
て、委員会に資料としてお配りして  
あります。それを御覧頂きますれば、  
大体御了解を頂けることかと存じ  
ております。

○吉田法晴君 方法についてもどう  
か……

○委員(高橋君) この程度で如何  
ですか。

○委員(高橋君) それではあと一つだ  
け……

○委員(高橋君) それでは簡単に  
お願ひいたします。

○吉田法晴君 二十三條の三項で、十  
八歳未満の未成年者について、二項  
の規定は、火薬類を包装する作業等の  
危険の少ない取扱であつて通商産業省令  
で定めるものについては、適用しな  
い。……

○委員(高橋君) これは、先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 只今の平岡委員  
……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

○委員(高橋君) 先般本委員  
会……

の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) 御異議はないものと認めます。それでは討論を省略いたします。直ちにこれより採決に入ります。火災類取締法案に対する採決に入ります。本法案に対して賛成の方は御手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(高橋啓君) 多数と認めます。よつて原案通り可決いたしました。

尙本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第百四条によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして委員長が議院に提出する報告書について多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

廣瀬兵衛 平岡 市三  
境野 清雄 深川 聖五門  
阿竹 資次郎 鎌田 逸郎  
結城 安次 駒井 藤平  
○委員長(高橋啓君) 御署名はこれにございませんか。御署名はこれに認めません。

○境野清雄君 緊急動議を一つお探上げ願いたいと思つて居りますが、鉱工品貿易公団の総裁の談話が新聞紙上に載つておりました、あの新聞紙上だけ見ますと相当国民に疑惑とか、又割り切れないものが相当あると思つて居りますが、当委員会として是非鉱工品貿易公団総裁を当委員会にお呼びを願つて、いろいろこれに対する所見を聞きたいと思つて居りますのでお呼びを願つて、よろしくつたら明日の委員会でも総裁の出頭を求めように一応お呼びを願いたいと思つて居ります。

○委員長(高橋啓君) 只今境野委員から証人喚問についての緊急動議でありますが、皆さん御異議ありませんか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) 御異議がなければさう取りたいと思つて居ります。

○政府委員(宮崎清君) 只今御決議を頂いたようにありますが、公団の総裁をここに呼び下さうとして御承認、いろいろ必要な御処置を採つて頂きますことはもとより異議はありませんが、公団も政府機関でありまして、國家公務員法の適用はあるわけでありまして、この点は一応政府委員としてお呼びを願つて、証人という意味でなく御処理願つた方が第一段階ではよろしかろうと思つて居りますが、その点一度お話し頂いたらどうかと存じます。

○委員長(高橋啓君) では政務次官から説明がありましたか、かような手続きとして、政府委員で呼ぶような方法でよろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) ではそのように取計いたします。

では本日はこの程度にて散会いたします。

午後二時三十分散会  
出席者は左の通り。

委員長 高橋 啓君  
理事 廣瀬兵衛君  
委員 下条 恭兵君  
吉田 法晴君  
平岡 市三君  
境野 清雄君  
深川 聖五門君  
阿竹 資次郎君  
鎌田 逸郎君  
結城 安次君  
兼岩 伝一君  
駒井 藤平君

政府委員 通商産業事務官 宮崎 清君  
通商事務官 長村 貞一君  
(通商化学局長)  
事務局副 山本友太郎君  
常任委員会 専門員

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業救出緊急諸施策に関する請願(第一七三〇号)

第一七三〇号 昭和二十五年三月二十五日受理

中小企業救出緊急諸施策に関する請願 請願者 東京都港区芝南佐久間町一ノ五五中小企業振興会内 松沢 隼人  
紹介議員 松野喜内君 境野清雄君 島清君 栗山良夫君 中川 以良君 宿谷栄一君 木下辰雄君 玉屋喜重君 高橋啓君 天田勝正君 森下政一君 下条恭

兵君 深川栄五門君 小林英三君 油井賢太郎君 深川タマエ君  
中小企業は、わが國工商業者の九十九パーセントを占め、社会的経済的に占める地位と使命は重大であるが、デフレ政策と独占資本支配確立政策がわがわがしいして購買力の極端な低下、金づまり、重税の強制徴収等のため経営不能に陥り、いまや死滅の危機に迫込まれているから、すみやかに中小企業救出の緊急施策を講ぜられたいとの請願。

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、群馬県安中町東邦亜鉛精錬工場鉦害対策に関する請願(第一〇八四号)

一、尼崎市に小型自動車競走場設置の請願(第二二三五号)

一、炭鉱用坑木の防腐措置等に関する請願(第二二五三号)

一、中小企業の危機突破に関する陳情(第四二〇号)

第二〇八四号 昭和二十五年四月十四日受理

群馬県安中町東邦亜鉛精錬工場鉦害対策に関する請願 請願者 群馬県碓氷郡野谷村大字岩井一、二二八岩野谷村東邦亜鉛鉦害対策委員会内 藤澤卓次外十二名  
紹介議員 大橋三四郎君  
群馬県安中町所在の東邦亜鉛精錬工場は、昭和十三年創立以来操業を継続しているが、防汚設備の不備なため鉦害ガスは風に流れて西方三十町、東方二里に及び桑葉に附着して養蚕に障害をもたらす、米麦の結実を阻害し、また

毒水はかんがい用水路を伝わり毒物は水田に沈んで土壌を破壊し、水稲その他に被害を及ぼし、豪雨に際しては下流にも被害を及ぼし魚族はもち論昆虫類の幼虫まで絶滅の現状である。その上に採掘工事として硫酸製造工場が新設され、肥料、染料その他一貫製造を開始すればさらに被害が増大するから、これら鉦害の対策を確立するとともに新設工場は好適地へ移転せられたいとの請願。

第二二三五号 昭和二十五年四月十八日受理

尼崎市に小型自動車競走場設置の請願 請願者 兵庫県尼崎市長 六島誠之助  
紹介議員 松嶋喜作君  
このたび国会においては、小型自動車競走法案について審議中とのことであるが、尼崎市は、全国有数の工事事業として知られているばかりでなく、地理的条件においても、救地候補地についても好条件にあるから、本市に小型自動車競走場を設置せられたいとの請願。

第二二五三号 昭和二十五年四月十八日受理

炭鉱用坑木の防腐措置に関する請願 請願者 福島市杉妻町福島県林業協会内 赤井畑清外一名  
紹介議員 石原幹市郎君  
坑木は木材需要の第二位を占め、かつ石炭企業上不可欠の木材である。かつてその用材の産木は三十年前後の最も生長率の盛んな壮年材を使用するので、これを防腐加工し保存延命を計することは治山治水、炭鉱企業の合理化、

国土保全、緑化等わが国経済復興に寄与するところ多大であるから、すみやかに抗木防腐について強力な法的措置を講ずるとともに炭欵側ならびに木材防腐製造会社等に対して特別融資の手段を講ぜられたいとの請願。

第四二〇号 昭和二十五年四月十四日受理

中小企業の危機突破に関する陳情

陳情者 埼玉原川口市長 田中徳

兵衛外三名

川口市の産業は中小企業者による小物機械木型、農機具、軽金属等が主なるものであるが、経済九原則の影響を受けて、業界は、いまや恐慌状態を呈し万策尽きて崩壊寸前にあえいでいるから、これら中小企業者の保護救済のため、金融、徴税、放出物資の取扱、官需品の入札制等について適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十五年五月十六日印刷

昭和二十五年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁